

農林業の営業損害賠償に関する 緊急要望・要求活動 結果概要

□日 時 平成28年11月15日(火) 10:20~17:00

- 要望(要求)者 ○福島県原子力損害対策協議会
会長代理：福島県副知事 鈴木正晃
副会長：福島県商工会連合会 会長 轡田倉治
副会長代理：福島県市長会 小松信之(常務理事兼事務局長)
副会長代理：福島県町村会 馬場孝允(昭和村長)
農林業関係代表者：福島県森林組合連合会 代表理事組合長 秋元公夫
- 福島県
副知事：鈴木正晃
- JAグループ 東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策福島県協議会
会長：大橋信夫
副会長：JA 福島さくら代表理事組合長 結城政美
副会長：福島県畜産振興協会会長 宗像実
JA ふくしま未来 代表理事専務 伊藤昌廣
JA 夢みなみ 代表理事専務 小室信一
JA 東西しらかわ 代表理事組合長 薄葉功
JA 会津よつば 代表理事組合長 長谷川一雄

- 要望(要求)先 自民党(対応者 東日本大震災復興加速化本部長 額賀福志郎 外)
公明党(対応者 幹事長 井上義久 外)
民進党(対応者 代表代行 細野豪志 外)
経済産業省(対応者 副大臣 高木陽介)
復興庁(対応者 統括官 小糸正樹)
農林水産省(対応者 大臣政務官 矢倉克夫)
東京電力ホールディングス株式会社
(対応者 代表執行役社長 廣瀬直己 外)

※上記のほか、内閣府に対しても要望書を別途提出

□ 要望(要求)項目

<福島県原子力損害対策協議会>

- 1 素案の見直しについて
- 2 避難指示区域内における賠償等
- 3 避難指示区域外における賠償等
- 4 賠償金の税制上の取扱い

<福島県>

- 1 農林水産物の安全確保と風評対策の充実
- 2 営農再開に向けた支援の強化

<JAグループ 東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策福島県協議会>

- 1 避難指示区域内・出荷制限等にかかる賠償基準
- 2 避難指示区域外にかかる賠償基準

□ 内 容

鈴木県原子力損害対策協議会会長代理から、県協議会及び県として、大橋 JA 協議会会長から JA 協議会として国、政党、東京電力に要望(要求)書を手交し、緊急要望(要求)を行った。対応者等の発言内容は以下のとおり。

1 自由民主党（対応者 東日本大震災復興加速化本部長 額賀福志郎 外）
10：20～10：40 党本部5階復興加速化本部長室



【鈴木県協議会会長代理（副知事）】

- 本日は、県原子力損害対策協議会、県、JAとして、森林組合連合会、畜産振興協会、商工関係の各団体や市町村の代表とともに、要望書をお持ちした。

＜素案の見直し＞

- 始めに、県原子力損害対策協議会からの主な要望内容について、まず2頁。農林業の営業損害の賠償については、損害がある限りは賠償を継続させるようお願いしたい。

＜避難指示区域内における賠償等＞

- 次に「2 区域内における賠償等」の(1)であるが、避難指示区域内においては、営農再開にはかなりの期間が必要であることから、被災地の実情や農林業の特性を十分踏まえた上で賠償を行うようお願いしたい。

＜避難指示区域外における賠償等＞

- それから3頁、「3 区域外における賠償等」の(1)についてであるが、一括賠償後の賠償の打ち切りが懸念されることから、農林業者や関係団体の意向を十分踏まえて素案を見直していただくようお願いしたい。

(2)の風評対策については、流通段階における問題、例えば、卸売業者の買い叩き等の問題もあることから、実態の把握や必要な対策の強化をよろしくお願いしたい。

＜ふくしまの復興・創生に向けた緊急要望（農林水産業分野）＞

- 次に、県としての施策の主な要望内容について、まず1頁。「1 農林水産物の安全確保と風評対策の充実」については、既にやっていただいているが、さらに充実強化をお願いしたい。
- 2頁の「2 営農再開に向けた支援の強化」についてであるが、避難地域等における営農再開については、12市町村それぞれに状況が異なることから、

きめ細かな支援の強化が必要であること、そのため、福島相双復興官民合同チームの体制を強化しながら、農業者一人一人の育成についてきめ細かな支援をいただきたい。

【大橋JA協議会会長】

- 避難指示区域内は営農再開の見通しが立っていない状況である。また、避難指示区域外も風評被害が根強く残っており、今後の改善の見通しも立っていないことから、損害がある限りは賠償を継続することを明確にすべきと考えている。
- 福島県内は依然として損害が発生しており、多くの農業者は将来の農業経営に対してより一層不安を抱いているので、東京電力に対する指導をお願いしたい。

【鈴木県協議会会長代理（副知事）】

- 繰り返しになるが、農林業者は賠償が打ち切られるのではないかと、賠償が継続されないのではないかと、また、今回素案が示されたが、その後の賠償の仕組みが見えないので今後どうなるかわからないという不安があるので、そうした不安を取り除いてもらいたいというのが今回の要望の趣旨である。

【秋元森林組合連合会代表理事会長】

- 林業関係についてである。川内村に帰村して5年になるが、賠償がなければ2、3の組合は潰れてしまうので、何とか組合の維持のためにも営業損害の賠償が継続されるようお願いしたい。

【轡田商工会連合会会長】

- 商工業の営業損害の賠償については一昨年、2倍打ち切りということで示されたが、2倍をもらえる方は50%もおらず、10から20%だ。農林業者もこれと全く同じくなるので、政府には徹底して東京電力を指導していただきたい。

【長谷川JA会津よつば代表理事組合長】

- 先日、組合、農家の方から話を聞いたが、東京電力の2倍の支払方法については全く納得していない。まだまだ風評被害は続いているので現行の支払方法を続けるべきという強い意見が組合員からは出された。是非とも東京電力を指導いただきたい。

【額賀東日本大震災復興加速化本部長】

- 今、鈴木副知事から話があったように、2年で打ち切りということは絶対許さない。
- 風評被害は歴然としてある。流通段階のさまざまな問題を解決してほしいということは印象深く思っている。こういう問題は状況の変化によって、新しい問題が出てくることも考えられる。政治というのはそういうことを現実的に解決していくのが役割なので、しっかりと党としても受け取って、皆さんの声を踏まえたうえで、納得できるような形を作っていくことに全力を尽くしたい。

【根本東日本大震災復興加速化本部長代理】

- 額賀本部長からも話があったように、皆さんの意見をしっかりと受け取って政

治主導でやっていきたい。風評被害対策についても農水省を始め各省庁に額賀本部長から指示し、皆さんの期待に応えられるよう、流通段階の対応も含めしっかりと取り組んでいきたい。

【谷東日本大震災復興加速化本部事務局長】

- 農林業については商工業と同じように帰ってすぐ再開というのはなかなか難しく、また、新たな問題も出てくるかと思うが、そこをしっかりとフォローして、賠償と併せて農業を再開できなければ地域の復興はあり得ないので、これからもしっかりと取り組んでいきたい。

2 公明党（対応者 幹事長 井上 義久 外）

11:00～11:20 参議院本館 3階 第29控室



【鈴木県協議会会長代理（副知事）】

- 本日は、県原子力損害対策協議会、県、J Aとして、森林組合連合会、畜産振興協会、商工関係の各団体や市町村の代表とともに、要望書をお持ちした。

＜素案の見直し＞

- 始めに、県原子力損害対策協議会からの主な要望内容について、まず2頁。農業者の方々の一番の不安は、一括賠償後に賠償を打ち切られるのではないか、賠償の基準も東京電力が一方的に決めるのではないかということなので、損害がある限りは賠償を継続させるということを明確に政治の場でも言っていただくようお願いしたい。

＜避難指示区域内における賠償等＞

- 次に「2 区域内における賠償等」の(1)であるが、避難指示区域内においては、営農再開にはかなりの期間が必要であることから、被災地の実情や農林業の特性を十分踏まえた上で賠償を行うようお願いしたい。

＜避難指示区域外における賠償等＞

- それから3頁、「3 区域外における賠償等」の(1)についてであるが、風評の影響がまだまだ根強く残っている状況を踏まえ、一括賠償後の賠償の打ち切りが懸念されることから、農林業者や関係団体の意向を十分踏まえて素案を見直していただくようお願いしたい。

(2)の風評対策については、流通段階における問題、例えば、卸売業者の買い叩き等の問題もあることから、実態の把握や必要な対策の強化をよろしく願いしたい。

＜ふくしまの復興・創生に向けた緊急要望（農林水産業分野）＞

- 次に、県としての施策の主な要望内容について、まず1頁。「1 農林水産物の安全確保と風評対策の充実」については、既にやっていただいているが、さ

らに充実強化をお願いしたい。

- 2頁の「2 営農再開に向けた支援の強化」についてであるが、現在、原子力被災12市町村の帰還する農林業者の支援は強化いただいているところだが、それぞれ地域ごとに状況も異なることから、農林業者一人一人きめ細かな対策をお願いしたい。また、現在、商工業を中心に官民合同チームによって個別の対応をしていただいているが、今後避難地域の農林業者についても人的支援を強化することなど、きめ細かな対応をお願いしたい。

【大橋JA協議会会長】

- 避難指示区域内は営農再開の見通しが立っていない状況である。また、避難指示区域外も風評被害が根強く残っており、今後の改善の見通しも立っていないことから、損害がある限りは賠償を継続することを明確にすべきと考えている。
- 福島県内は依然として損害が発生しており、多くの農業者は将来の農業経営に対してより一層不安を抱いているので、東京電力に対する指導をお願いしたい。

【秋元森林組合連合会代表理事長】

- 福島県はしいたけ原木が日本一の生産県であった。それが風評被害によって全然切れない状況の中、現在国において林業再生のための事業を実施している。里山の除染については今後3年間でモデル事業としてやるが、山の除染はやらない。こうした中、営業損害の賠償を打ち切られたら、2、3の組合は即潰れてしまう恐れがある。営業損害の賠償については何とか継続していただくようお願いしたい。

【宗像JA協議会副会長（畜産振興協会会長）】

- 畜産は牛肉等の市場価格が下落するなどの風評被害を受けている。特に、他県より最初から300円とか400円値段を下げられているという状況があり、まだまだ風評被害は続いている。
- また、24年度に牧草地を除染し、25年度から牧草の給与を開始したが、16.5%が給与不可であった。26年度は14.9%、27年度も16%ぐらいが不可だった。このように除染した牧草でも15%から16%は給与できないものがある。今年度は下がって10%程度になったが、石の多いところなど牧草地の3割ぐらいは除染できないところがあるので、国の方でも除染のやり方を是非検討いただきたい。

【轡田商工会連合会会長】

- 商工業の賠償については2年前に同じ話があり、相当因果関係があればその限りでないということだったが、全然認めてもらえない現実があるので、厳しく指導してもらわないと、農林業も同じ目に遭うのではないかと心配している。実際2倍もらっている方は50%を切っており、40%弱である。1倍、若しくは0.5倍、打ち切りになった方もかなり出ている。東京電力が説明していることと現実とは全く違うので、政府からも厳しく指導していただきたい。

【馬場町村会副会長（昭和村長）】

- 避難指示区域外の町村においても風評被害は依然として残っている。一括賠償後は打ち切りになるのではないかと心配しているので、そういうことがないようにお願いしたい。

【結城JA協議会副会長（JA福島さくら代表理事組合長）】

- 福島県は野生のきのこや地竹などはまだ出荷できない状況にある。東京電力は加害者であり、賠償の打ち切りは飲めないという思いでいる。
- もう1つは、食の安全安心に関わる全袋検査については是非実施してもらいたい。東京電力で汚染水が漏れたとなれば、関東や関西では福島全体の穀物に影響していると思っているため、東京電力を是非とも指導いただきたい。

【長谷川JA会津よつば代表理事組合長】

- 一括賠償の素案の内容について会津管内の17市町村長に説明したところ、これまで米、畜産、野菜などの風評払拭対策を実施してきたが、国や東京電力は今なお、関西や沖縄方面で福島の米や野菜に対する風評被害があるという実態をわかっておらず、この素案では駄目だという声上がり、スクラムを組んで17の市町村長と市町村議長とで、10月27日に経済産業省と東京電力に直接緊急要請書を提出した。一括賠償後に打ち切りということは絶対に許す訳にはいかないなので、指導を強くお願いしたい。

【高木議員】

- 11月3日、4日と日韓韓日議員連盟の用務でソウルに行った。韓国でも、特に水産業については千葉に至るまで東日本側全てで輸入規制されているので、その解除を強く要請してきた。先方の経済産業関係の委員長より、データをいただければ、政府にしっかりと働き掛けるといった話があったので、しっかりと政治レベルでも輸入規制の解除の問題に取り組んでいきたいと思っている。

【井上幹事長】

- 東日本大震災発生から5年8か月になった。今話があったように、東京電力は加害者であり、損害についてはしっかりと賠償するのが基本である。先般、農林業の賠償についての素案が示され、皆さんの意見もしっかりと伺った上で、明日開催する党の復興加速化本部会議で、実情をしっかりと話したいと思っている。
- 避難指示区域内と区域外、既に営農再開した人、それも福島県で再開した人、離れたところで再開した人、なかなか見通しが立たない人など、それぞれ個々の状況が違うということがある。また、風評被害が現在も続いているという現状もある。そういう実態に即して、1人1人がきちんと将来の見通しを立てられるよう、希望を持って取り組めるようにすることが大事だと思っているので我々としてもしっかりと取り組んでいきたい。

3 民進党（対応者 代表代行 細野豪志 外）

11：40～12：00 衆議院第1議員会館 818会議室



【鈴木県協議会会長代理（副知事）】

- 本日は、県原子力損害対策協議会、県、J Aとして、森林組合連合会、畜産振興協会、商工関係の各団体や市町村の代表とともに、要望書をお持ちした。

＜素案の見直し＞

- 始めに、県原子力損害対策協議会からの主な要望内容について、まず2頁。農林業者の方々の一番の不安は、一括賠償後に賠償を打ち切られるのではないかと、賠償の基準も東京電力が一方的に決めるのではないかとということなので、損害がある限りは賠償を継続させるということを政府に強く言っていただきたい。

＜避難指示区域内における賠償等＞

- 次に「2 区域内における賠償等」の(1)であるが、避難指示区域内においては、営農再開にはかなりの期間が必要であることから、被災地の実情や農林業の特性を十分踏まえた上で賠償を行うようお願いしたい。

＜避難指示区域外における賠償等＞

- それから3頁、「3 区域外における賠償等」の(1)についてであるが、風評の影響がまだまだ根強く残っている状況を踏まえ、一括賠償後の賠償の打ち切りが懸念されることから、農林業者や関係団体の意向を十分踏まえて、賠償継続を含めて素案を見直していただくようお願いしたい。

(2)の風評対策については、流通段階における問題、例えば、卸売業者の買い叩き等の問題もあることから、政府・政治一体となって実態の把握や必要な対策の強化をよろしくようお願いしたい。

＜ふくしまの復興・創生に向けた緊急要望（農林水産業分野）＞

- 次に、県としての施策の主な要望内容について、まず1頁。「1 農林水産物の安全確保と風評対策の充実」については、既にやっけていただいているが、さ

らに充実強化をお願いしたい。

- 2頁の「2 営農再開に向けた支援の強化」についてであるが、原子力被災12市町村においては地域ごとに状況が異なるため、現在官民合同チームで商工業を1軒1軒訪問しているように、農林業も農家1軒1軒を訪問するような体制に強化し、営農再開に向けた支援の強化をお願いしたい。

【大橋JA協議会会長】

- 避難指示区域内は営農再開の見通しが立っていない状況である。また、避難指示区域外も風評被害が根強く残っており、今後の改善の見通しも立っていないことから、損害がある限りは賠償を継続することを明確にすべきと考えている。
- 福島県内は依然として損害が発生しており、多くの農業者は将来の農業経営に対してより一層不安を抱いているので、東京電力に対する指導をお願いしたい。

【秋元森林組合連合会代表理事会長】

- 双葉郡では、今人口が4,500人くらいしか帰っていない。そういう中、今回賠償の問題が大きく取り上げられたが、「農林業関係者、組合はつぶれろ。」と、こういうことだと思う。やはり被災者に寄り添った本当の賠償をお願いしたい。

【宗像JA協議会副会長（畜産振興協会会長）】

- 和牛は、よその県よりキロあたり300円から400円くらい安く買い叩かれているのが現状。買う人によると、どうせ損害賠償からお金が出るのだから安くていいのではという流通体制の問題も多々ある。
- 24年度に牧草を除染したが、25年度も16%程給与できていない。26年度もそうした状況があり、今年は10%前後になってきてはいるが、牧草を給与できないという実害がある。福島県の牧草地には、急傾斜地や石が多く除染の対象にならないところが県全体の3割ほどある。国として、是非検討していただきたい。

【轡田商工会連合会会長】

- 今回の農林業に対する賠償打ち切りの話について、1年半前に商工会にも同様の話があった。実際、2倍支払って終わりたいというのが東京電力の考え方であるが、実際に2倍もらえる方は30%から40%くらいしかいない。また、一括賠償後の相当因果関係の証明ほど難しいものはなく、農林業も私どもと同じ状態になる心配がある。是非とも国の方から強く指導願いたい。

【結城JA協議会副会長（JA福島さくら代表理事組合長）】

- 加害者である東京電力が29年から一方的にこういう案でやると決めてくるのはどうか。もう少し、我々と協議して進めるくらいの気持ちを持っていただきたい。また、2年で打ち切りだか何だかわからない曖昧な回答を寄こしても、組合の人は納得しない。この辺を先生方には是非御指導をお願いしたい。

【細野代表代行】

- 早いもので、間もなく原発事故から6年が経とうとしているが、改めて、お話を伺って、非常に大きな被害が今も続いていることを感じている。事故から半年後くらいに、畜産、酪農業をやっておられる70歳くらいの方からお話を聞く機会があり、先祖伝来で長年つくってきた土を全て失い、本当に何とかしてくれと話をされたが、私もお返りする言葉がなかったと今でもよく覚えている。
- おそらく、最も長く被害が続いて深刻なのが農業分野だと思う。かつて、私共がやっていたときは、賠償に関してもかなり個別に実質的に関与し、かなり拡大した時期があったが、今の政権がどの程度しっかり政治的な部分も含めて動いてるのか、確認したい。
- 福島を選出ではない私が本部長をさせていただいているのは、これもひとえに福島以外で福島に関心を持っている議員がいるということを示す意味があると思う。今日のお話を伺って、しっかり我々として動いてまいりたい。

【玄葉議員】

- 先ほど轡田会長から、商工業の方は2年ももらえないというのを教えていただいたが、仮に農業で2年もらったとしても、2年分もらったから辞めるという人も増えると思う。この問題は極めて時期尚早だし、今止めるのはだめだということを、すでに私から東電の幹部にはかなり強く伝えてある。今日正式にご要請いただき、しっかりお応えできるように頑張りたい。

【長谷川JA会津よつば代表理事組合長】

- 東京電力も国も、今の会津の農業、農家の実態をわかっていない。先日も経済産業省の方と話したが、実態を全くわかっていない。
- 風評被害がある程度は少なくなってきたのは、我々が努力したからである。宮崎県の口蹄疫あるいはBSEのときは国が本気になって取り組んでくれたが、今回の原発だけはそうではない。それをある程度払拭したのは、県内の市町村長とJAが一緒になってトップセールスをやってきたからである。
- 今回の2年分一括というのは、絶対に許すわけにはいかない。現状の賠償を風評被害がなくなるまで続けるべきだということを強く訴えていきたいと思う。

【薄葉JA東西しらかわ代表理事組合長】

- 風評被害は本当に根強い。今畜産では、素牛が1頭10万から15万くらいと高いが、福島県の牛になると元値が下がってくる。福島県の米も、以前は栃木県のコシヒカリより千円くらい高かった。野菜も、ものが少ないときは売れるが、少し余計になれば買い叩かれる。直売所を運営しても売り上げは下がったままで、生産者が持ち込んでも売れず、今まで築き上げてきたものを壊されてしまった。お金を払えばいいというのは到底納得がいかない。

【増子議員】

- 私からは2点ほど。1点目は、商工業の問題が、今回大きく影響している。商工業の場合はみんな2年分一括でもらえると思っていたのが、実態は違い、轡田会長がおっしゃったとおり、百点満点は3割あるかどうか。東京電力が厳しい資料を請求し、利益は関係なく売り上げ伸びたら打ち切りだと。これを前例として、今回同じ事をしている。最も厳しく見ないといけないのは、J A協議会を通さないで個別対応に入ること。商工会はまさしくそうで、私のところにたくさん相談がきており、全部東京電力に投げている。農林業も、J A協議会を通さずに個別対応というのは間違いなく出てくるので、しっかりと個別対応ではなく、系統立てて対応する仕組みをJ A会長を中心に作らないといけない。
- 2点目は官民合同チーム。約8,000の事業者のうち、まだ約4,000ちょっとしか訪問していない。200人体制だが、全て訪問するのはそう簡単ではない。(今は)取り合えず状況を聞いているだけだが、8,000社への訪問が終わったら次に具体的に何が問題で何をしなければならぬのかを考える必要があるので、かなりの時間を要する。しかし、これをやらせないといけない。だから、官民合同チームを農林業についても作るべきだという強い危機意識を持っているので、このチームで、民進党に限らずしっかりやっていきたい。
- 風評被害も西に行けば行くほどひどい。福島の米は世界一安全、安心だとわかっているが、買い叩かれた後に、高く転売されている。この問題も含めてしっかりやっていく。

【金子議員】

- いただいた要望には、しっかり対応させていただきたいと思う。福島県に希望の灯をともしために頑張ってもらいたい。

4 経済産業省（対応者 副大臣 高木 陽介）

13:45～14:00 経済産業省 本館11階 高木副大臣室



【鈴木県協議会会長代理（副知事）】

- 本日は、県原子力損害対策協議会、県、JAとして、森林組合連合会、畜産振興協会、商工関係の各団体や市町村の代表とともに、要望書をお持ちした。

＜素案の見直し＞

- 始めに、県原子力損害対策協議会からの主な要望内容について、まず2頁。農林業の営業損害の賠償については、賠償が打ち切られるのではないかとというJAや農林業者の方々の不安がかなり強いので、損害がある限りは賠償を継続させるようお願いしたい。

＜避難指示区域内における賠償等＞

- 次に「2 区域内における賠償等」の(1)であるが、避難指示区域内においては、営農再開にはかなりの期間が必要であることから、被災地の実情や農林業の特性を十分踏まえた上で賠償を行うようお願いしたい。

＜避難指示区域外における賠償等＞

- それから3頁、「3 区域外における賠償等」の(1)についてであるが、風評がまだまだ根強い。一括賠償後の賠償の打ち切りが懸念されることから、農林業者や関係団体の意向を十分踏まえて素案を見直していただくようお願いしたい。

＜ふくしまの復興・創生に向けた緊急要望（農林水産業分野）＞

- 次に、県としての施策の主な要望内容について、まず1頁。「1 農林水産物の安全確保と風評対策の充実」については、既にやっていただいているが、さらに充実強化をお願いしたい。
- 2頁の「2 営農再開に向けた支援の強化」についてであるが、12市町村それぞれに避難指示解除の状況等も異なることから、農業者一人一人きめ細かな支援の強化をお願いしたい。現在、官民合同チームが商工業者を回っている

が、農林業についても人的支援を含め、きめ細かく一人一人が営農再開できる環境づくりを集中的に実施いただくようお願いしたい。

【大橋JA協議会会長】

- 避難指示区域内は営農再開の見通しが立っていない状況である。また、避難指示区域外も風評被害が根強く残っており、今後の改善の見通しも立っていないことから、損害がある限りは賠償を継続することを明確にすべきと考えている。
- 福島県内は依然として損害が発生しており、多くの農業者は将来の農業経営に対してより一層不安を抱いているので、東京電力に対する指導をお願いしたい。

【高木副大臣】

- 原発事故以来、大変厳しい状況が続いていることを改めてお詫び申し上げる。本日いただいた要望については、しっかりと政府としても受け止め、復興できるよう全力を尽くして取り組んでまいりたい。
- 9月に東京電力から発表された素案については、まず、避難指示区域内は営農再開に向けた環境が整っていない。避難指示区域外でも風評被害が続いていて、価格が下落し損害を受けている状況である。事業の再建が進んでいない現状を踏まえ、事業者の方々による前向きな取組に役立てていただきやすいように年間逸失利益の2倍を支払う内容だと認識している。
- 一方で、この2年で賠償は終わりかと多くの方が報道を通じて思われたのも確かだと思う。明確に賠償打ち切りの不安を払拭しなければならないし、国としては、2年で賠償を打ち切るという認識はない。損害が続く限り適切に対応していくよう、東京電力にはしっかりと指導をしてまいりたい。さらに、今回いただいた意見や農林業の特性を踏まえて、先般示された素案の内容をさらに検討するよう指導をしてまいりたい。
- 風評被害の問題については、これまでも県と連携をしながら、政府をあげて対策に取り組んできた。原子力災害対策本部長を務めて3年になるが、風評被害の実態をもっときめ細かく正確に把握し、1つ1つ手を打たなければならないと実感している。復興庁や農林水産省、内閣府の原子力被災者生活支援チームと各省庁の壁を取り払って、県と連携しながら風評被害の実態を正確に把握をし、調査をして対応していきたい。
- その上で、JA等の皆様方にも連携をとらせてもらって御協力をいただきたい。例えば、仕入れの段階で賠償があるからもっと安くしろという買い叩きの話、あるいは、流通の段階、それぞれの消費の現場において、特に福島の米についてはずっと出荷制限が続いていた中で、他県の米で棚を埋めてしまったという実情もあると思う。福島の米が戻ってきたからといって他県の米をどかさということは、現場の商店においては簡単な話ではないということもある。現場の実態がどういうものかをしっかりと把握し、きめ細かく手を打って、風評被害を絶対に払拭していきたいと捉えている。

- 経済産業省としても福島の復興は最重要の課題と位置づけ、歴代の経産大臣も就任直後の国会での答弁挨拶ですっとそう述べ続けているし、私もそういう観点から継続させてもらっているの、地元の皆様からいただいた要望については、しっかりと受け止めて取り組んでまいりたい。

【轡田商工会連合会会長】

- 商工会として東京電力の賠償の取組状況について調査を実施し、結果を持参したので、後で御覧いただきたい。

【高木副大臣】

- 風評被害はそれぞれの分野で角度も違う。農林水産関係は農林水産関係の風評被害、商工業関係は商工業関係の風評被害ということを明確にしながらやっていかないといけない。

私も各流通の団体にきちんと福島のを仕入れてくれ、棚に並べてくれと言う要望は出している。ところが、流通の団体も大きいので要望はもらっても、各店にまで降りると棚に並んでいないという現実がある。そのところをきちんと個別に対応していきたい。

【鈴木県協議会会長代理（副知事）】

- 東京電力も損害がある限り賠償する、2年後も支払うと言ってはいるが、それが信用できないのでみんな不安がっている。そこを政府なり、党なりの方からきっちりと明言していただければ安心できると思う。

【高木副大臣】

- 私は12市町村の解除の方も担当しており、今、各市町村をずっと回っている。首長もそうだが、議会や住民の方の話を聞くと東京電力の対応が良くないという話が入ってくるが、それを個別具体的に言ってくれとお願いしている。抽象論で東京電力に指導をしても組織が大きいので、例えば、石崎さんに言っても下に降りていくと末端では全然対応が悪いとなる。この5年間でそれぞれ個別の賠償、例えば慰謝料の問題だとか、財物の問題もそうだが、おじいちゃんやおばあちゃんがよくわからないけれどもサインをしてしまった、それを後になってここにはこう書いてあるだとか、重要説明事項を説明しない詐欺まがいの行為があるという話も聞く。そのところは徹底して対応する。

【秋元森林組合連合会代表理事会長】

- 避難区域とそれ以外の区域をきっちりと区切って欲しかった。避難区域は完全に帰還して生活が元に戻るまでは絶対賠償する。避難区域外は風評被害として対応するというようにやらないと、避難区域の人がものすごく不安がる。そのところをピシっとしていただくようよろしくお願ひしたい。

【高木副大臣】

- 今回、農林業の賠償素案を出すに当たり、東京電力はJAを通じて説明に行ったが、マスコミに先に出てしまったため、打ち切りなのかという不安が広が

ってしまった。今話があったように、避難指示区域はまだ帰ってもいないのに賠償は終わりなのかとか、人それぞれに状況が違う中での不安がある。一人一人の話を丁寧に聞くというのが本来のあり方だと思うが、これまでなかなかそういう状況にない中で、各団体の皆様には御苦勞をいただいている。一人一人の県民、農業者、漁業者、林業者、商工業者それぞれが自分の故郷で、又は他の地域で頑張れるようにすることが福島の復興であり、我々もそのつもりで取り組むので安心していただきたい。

【鈴木県協議会会長代理（副知事）】

- もう1点だけお願いしたい。みんなが不安に思っているのは、新しい枠組みに移った後も、賠償の基準だとか東京電力に一方向的に決められてしまうのではないかということなので、例えば基準づくりにJAや県も入った形で決めていくという体制づくりを是非御指導いただきたい。

【高木副大臣】

- ADRとか裁判になったりするのは良くないので、そこもしっかり取り組んでいきたい。今後農林業の営農再開であったり、水産業や商工業の事業の再開に向けての支援体制に力を入れていかないといけない。賠償を払ったから後は何とか頑張れよという話ではないと思う。今、商工業については官民合同チームにより、バックアップ体制を作り始めた。まだこれも完璧ではないのでさらに充実していきたいし、一方、農林水産業の方もそういう形でやっていきたいが、なかなか人の確保が難しい。東北農政局だけでなく、農水省からも人を出さないといけないと思っている。農家もいろいろな種類がある。認定農業者の方、兼業でやっている方、自分で食べる米だけを作るという方もいるので、こうしたいろいろな方の声をしっかりと聞く場面を12月に設けたいと矢倉大臣政務官（農林水産省）とも考えている。1回だけではなく、各地域毎に実施する方向で今仕掛けているところであり、しっかりと取り組んでいくのでよろしくお願いしたい。

5 復興庁（対応者 統括官 小糸 正樹）

14：30～14：45 復興庁 6階 特別会議室



【鈴木県協議会会長代理（副知事）】

- 本日は、県原子力損害対策協議会、県、J Aとして、森林組合連合会、畜産振興協会、商工関係の各団体や市町村の代表とともに、要望書をお持ちした。

<素案の見直し>

- 始めに、県原子力損害対策協議会からの主な要望内容について、まず2頁。農林業の営業損害の賠償については、損害がある限りは賠償を継続させるようお願いしたい。
- 特に復興庁においては1の(2)にあるように、賠償と併せて被害者が生活や事業を再建できるよう、営農再開の支援や風評払拭のための施策を一体で実施していただくようお願いしたい。

<避難指示区域内における賠償等>

- 次に「2 区域内における賠償等」の(3)であるが、避難指示区域内の農林業については、解除後に帰還して営農再開する場合、やむを得ず移転先で営農再開する場合、廃業を選択せざるを得ない場合など、被害者それぞれの事情に応じた支援策についてきめ細かく対応いただきたい。

<避難指示区域外における賠償等>

- それから3頁、「3 区域外における賠償等」の(2)についてであるが、まだまだ風評が厳しい状況の中で、特に流通段階における問題、例えば、卸売業者の買い叩き等の問題もあることから、課題の把握や対応を含めた抜本的な風評対策を集中的に実施していただくようお願いしたい。

<ふくしまの復興・創生に向けた緊急要望（農林水産業分野）>

- 次に、県としての施策の主な要望内容について、まず1頁。「1 農林水産物の安全確保と風評対策の充実」については、既にやっていただいているが、さらに充実強化をお願いしたい。

- 特に2頁の「2 営農再開に向けた支援の強化」についてであるが、避難地域等の12市町村にあつては、地域ごとに避難指示解除の状況も異なることから、市町村や農業者へのきめ細かな支援の強化をお願いしたい。そのため、現在福島相双復興官民合同チームが商工業を中心にやっていただいているが、農林業についても抜本的な体制強化をして、人的支援も含めたきめ細かな対応をお願いしたい。

それから、農林業の風評対策の平成29年度以降の予算確保についても、併せてよろしくをお願いしたい。

【大橋JA協議会会長】

- 農林業の営業損害に係る賠償については、避難指示区域内における営農再開には相当な期間を要することや避難指示区域外では、風評被害の影響も根強く残っていることから、損害がある限りは賠償することを明確にすべきである。
- しかしながら、素案は逸失利益の2倍相当額としているので、その理由、根拠や一括賠償額を超える損害の算定基準が不明確であること、また、2年後以降の事故との相当因果関係の判断基準及び賠償基準等の具体的内容が不明瞭かつ曖昧であることなど、賠償打ち切りの不安が払拭できないという農業者や本協議会構成団体からの意見である。
- したがって、素案を受け入れることはできず、その見直しを求めるとともに、見直しまでの間は現行の賠償方式の継続を東京電力に対し強く求めていくので、復興庁からも御指導を賜りたい。福島県の復旧・復興に御協力いただくようよろしくをお願いしたい。

【秋元森林組合連合会代表理事会長】

- 特に風評被害については、山に入れず直接影響を受けているので、営業損害の賠償についてよろしくをお願いしたい。

【宗像JA協議会副会長（畜産振興協会会長）】

- 避難した酪農家が76戸あり、そのうち再開できたのが18戸である。まだ相当数の酪農家が再開できない状況にあるので、早く再開できるような措置をとっていただきたい。

【轡田商工会連合会会長】

- 風評対策については、旅館やそこに納品している業者等観光関連産業において、今なお厳しい状況が続いている。特に、学校の教育旅行にあつては30%しか戻っていない。力のある大きな旅館業者は自分たちで営業もできるが、小さな旅館業者にあつては商工会とか県、市町村が支援しないとやっていけない状況にある。復興庁においても予算の措置など御協力をよろしくをお願いしたい。

【馬場町村会副会長（昭和村長）】

- 避難指示区域外の町村においても風評被害は依然として続いている。山に入れない、山のきのこがとれない状況にあるが、一括賠償後は打ち切りになるの

ではないかと危惧している。

【結城JA協議会副会長（JA福島さくら代表理事組合長）】

- 風評対策は食の安全安心に結びつく。福島の水については全量全袋検査を実施している。きのこもまだ出荷制限されている状況であり、安全安心に関わる放射能の検査は引き続き実施できるよう予算措置についてよろしく願いしたい。

【小系統括官】

- 農林業の賠償の問題については、復興庁としても関係者の納得感が得られる形で決着することが大事だと思っている。一方で、今指摘があったような風評対策や営農再開の支援策についてはセットで検討していかなければならない。
- 特に指摘があった営農再開支援、風評払拭のための施策、避難区域内については被害者のさまざまな事情に向き合ったきめ細かい制度の運用などをしていく必要がある。
- また、区域外の風評の問題は復興大臣も大変力を入れている分野でもあるのでしっかりとやっていくとともに、官民合同チームについては現在体制の強化を検討しているところであり、制度的対応も含め、その中で営農再開グループというチームもあるので、しっかり機能していくよう対応してまいりたい。
- 現在、福島県産農林水産物風評対策特別事業について農水省の関係者で検討しているので、こういった予算もしっかり確保しながら、併せて制度の運用も含め取り組んでいきたいのでよろしく願いする。

【小野農林水産部長】

- 風評対策について、原発事故から5年8か月が過ぎても依然として状況に変わりが無い部分は、是非とも政府の力、あるいは法改正という手段にまで訴えていただき、流通の方に力を入れていただくよう引き続きよろしく願いしたい。

【鈴木県協議会会長代理（副知事）】

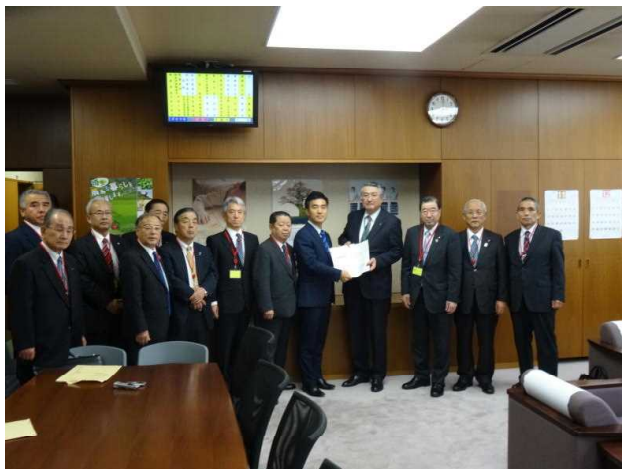
- 流通段階でうまくいかないケースがあるので、具体的などころまで対策していただくようよろしく願いする。

【小系統括官】

- しっかりとした調査をしながら、効果的な対応策について農水省とも相談をしながら取り組んでいきたい。

6 農林水産省（対応者 大臣政務官 矢倉 克夫）

15:00～15:15 農林水産省3階 矢倉大臣政務官室



【鈴木県協議会会長代理（副知事）】

- 本日は、県原子力損害対策協議会、県、JAとして、森林組合連合会、畜産振興協会、商工会連合会の各団体や市町村の代表とともに、要望書をお持ちした。

＜素案の見直し＞

- 始めに、県原子力損害対策協議会からの主な要望内容について、まず2頁。農林業の営業損害の賠償については、損害がある限りは賠償を継続させるようお願いしたい。
- 特に1の(2)にあるように、賠償だけでは成り立たない部分があるので、営農再開支援、風評払拭の対策を一体としてお願いしたい。

＜避難指示区域内における賠償等＞

- 次に「2 区域内における賠償等」の(3)であるが、避難指示区域内の農林業にはいろいろな課題がある。帰還後や移転先で営農を再開する場合、廃業を選択せざるを得ない場合など、被害者それぞれの実情に応じた施策の実施を是非お願いしたい。

＜避難指示区域外における賠償等＞

- それから3頁、「3 区域外における賠償等」の(2)についてであるが、風評被害はまだまだ継続しているので、特に流通段階における問題、いわゆる買い叩き等があるので、実態の把握や対策の強化をお願いしたい。

＜ふくしまの復興・創生に向けた緊急要望（農林水産業分野）＞

- 次に、県としての施策の主な要望内容について、まず1頁。「1 農林水産物の安全確保と風評対策の充実」については、今後も充実・強化をお願いしたい。
- 特に2頁の「2 営農再開に向けた支援の強化」についてであるが、12市町村においては、地域ごとに状況が異なることから、個別のきめ細かな支援の

強化をお願いしたい。現在、相双復興官民合同チームで商工業と農業をやっているが、一人一人の営農再開に向けて、個別にきめ細かな対応をお願いし、人的支援も含めて引き続き農業者への支援体制の強化をお願いしたい。

【大橋JA協議会会長】

- 農林業の営業損害に係る賠償については、避難指示区域内における営農再開には相当な期間を要することや避難指示区域外では、風評被害の影響も根強く残っていることから、損害がある限りは賠償することを明確にすべきである。
- しかしながら、素案は逸失利益の2倍相当額としているので、その理由、根拠や一括賠償額を超える損害の算定基準が不明確であること、また、2年後以降の事故との相当因果関係の判断基準及び賠償基準等の具体的内容が不明瞭かつ曖昧であることなど、賠償打ち切りの不安が払拭できないというのが農業者や本協議会構成団体からの意見である。
- したがって、素案を受け入れることはできず、その見直しを求めるとともに、見直しまでの間は現行の賠償方式の継続を東京電力に対し強く求めていくので、農林水産省からも御指導を賜りたい。福島県の復旧・復興に御協力いただくようよろしくお願いしたい。

【矢倉大臣政務官】

- この前、葛尾村、川俣町に行き、農家の方々と懇談し、やはり生業の元は農業であり、それをいかに復活させるかが、復興の一丁目一番地であることを実感した。政府と農家の方々が一体となって前進させていくという連帯感が大事。
- いただいた御要望は、全て大事なポイントである。賠償の部分は、東京電力との関係でもあるが、農林水産省としては、しっかりと農家の方々を後押しする形で、いろいろな発信もしていかなければならない。
- 営農再開する時の基盤整備について、補正では、農業機械等整備については3/4ということやっており、しっかり予算をつけてやっている。
- うちの農政局のメンバーも営農再開のグループに入っているので、連携をとりながらやれる施策を継続的に予算措置してやっていけるように思っている。

【秋元森林組合連合会代表理事会長】

- 今、各市町村で福島再生のために頑張っているが、避難区域は、まだまだ4、5年は帰れる時期にならないため、事業を2年、3年でなく、あと5年、10年と伸ばしてほしい。今打ち切られてしまうと、避難区域は全然仕事ができなくなってしまう。

【宗像JA協議会副会長（畜産振興協会会長）】

- 牛肉は、よその県よりキロあたり300円から400円くらい安く買い叩かれ、だいたい15%から20%くらい安いというのが現状。その分が儲け分であり、損害賠償がなくなると経営は成り立たない状況である。
- また、牧草地は除染して5年目になるが、絶えず15%くらいは給与不可の状

態にあり、きちんと損害賠償してもらわないと困る。復興牧場を見に来ていただいたかと思うが、そういった支援をしていただかないと、これからの営農再開は難しいと思うので、御指導と御協力をよろしくお願ひしたい。

【矢倉大臣政務官】

- あのような形で共同でやられて、新しい取組の基で今後どう復興に向けての新しいモデルを作っていくかという部分が大事なところ。しっかりやらせていただく。

【小野農林水産部長】

- 私から、2点お願ひしたい。1点は、今、農林水産省で来年度予算について調整していただいている風評対策。風評対策は相手が漠とした対象だということで、なかなか特効薬になりえなかったというのが、5年8か月過ぎでの正直な感想。畜産や林業、米、果樹、野菜、それぞれに流通が複雑に動いているので、是非、一つ一つの流通の実態にメスを入れ、そこからしっかり風評の根を排除していただきたい。
- もう1点は、営農再開について。御承知のように農業は商工業と違い、誘致企業があれば、そこで雇用対策になって終わるというのと全く違って、地域全体で取り組まなくてはならない。大きな農家から小さな農家、水の管理をするにしても、地域全体での取り組みが必要になってくるので、そういった幅広い対応、施策の展開ができるように、是非とも本省のほうから、常駐でなくとも週に何度か、人材を現地に派遣していただき、現場の状況をしっかり踏まえた施策をすぐに作っていただくような対応をお願ひしたい。

【矢倉大臣政務官】

- 前に内堀知事にお会いしたときに、風評についておっしゃっていたのが心の問題。例えば米の全袋検査を行っていて、福島のものが世界でも一番安全だが、心の問題がある。これを払拭するために、流通段階でシンボルになるような置き方であったり、そういうことも含めて、復興庁とも話しながらやっていく。
- 営農再開の部分では、集落全体が回復し、人が集まって共同体ができないといけないから、いかに連携をとるかが非常に重要。人員の部分は、予算的に難しいが、代替えする形で、私も政務として現地に行き、常に大臣等に言葉が通る形をとりたい。人の部分の手当というのは、省内で検討したい。

7 東京電力（対応者 代表執行役社長 廣瀬直己外）

16:00～17:00 東京電力(株) 本館3階 C会議室



【東京電力 廣瀬社長】

- 本日はお忙しい中、お越しいただき、誠に感謝申し上げます。福島原子力事故から、早くも5年8か月が経ち、本当にたくさんの皆様に多大なる御迷惑と御心配をおかけしていることを改めてこの場をお借りしてお詫び申し上げます。
- 私どもとしては、東京電力がこうして存在を許されているのは福島責任をしっかりと果たしていくという使命を与えられ、破綻処理を免れて存在していると認識しており、それを社内でしっかりと共有し、決して風化させることはなく、これからもしっかりと努力していきたいと考えている。
- 今日、通称東電委員会、福島1Fの廃炉や賠償責任をどうやって東京電力が果たしていくかを議論いただく委員会があったが、さまざまな取組を通じて、しっかりと責任を担っていくという説明をしたところ。
- 今後も最後の一人まで賠償をやり抜くという覚悟を持って取り組んでまいりたい。本日は私どもの素案に対して皆様の御意見、御要望を改めて直接お伺いする場だと認識している。それを踏まえて真摯に受け止めやってみよう。

【鈴木県協議会会長代理（副知事）】

<素案の見直しについて>

- それでは私から、要求書に沿って説明させていただく。まず1頁、素案を示されたが、農林業者や関係団体の皆様から、農林業の特性、被害の実情を踏まえていないのではないか、もう少し実態に見合った賠償をすべきでないかという御意見があったので、今日はそれに沿って要求を申し上げます。
- 2頁1の(1)。これは言わずもがなではあるが、当然、農林業の賠償についても損害がある限りは、賠償を継続するというのは基本である。どうしてもこのことをきちんとなしないと皆さん不安になってしまうので、ぜひともこのことをきちんと押さえた上で、始めていただきたいというのが一点目。

＜避難指示区域内における賠償等＞

- それから2頁の2（1）。避難指示区域内において営農再開するには、かなりの期間が必要であることから、被災地の実情や農林業の特性を十分に踏まえた上で、賠償を実施することを求める。それから（2）。一括賠償後に風評がある場合は賠償するということであるが、当然各地域には特別な状況、個別具体的な事情もあるので、そうしたことを踏まえて柔軟な対応をお願いしたい。

＜避難指示区域外における賠償等＞

- それから「3 区域外における賠償等」について。商工業の話もあり、皆さん不安なのは、一括賠償後に打ち切りというイメージが非常に強くあり、打ち切りが懸念されるという声が多くある。そうした農林業者や関係団体の不安をどうやって解消していくかも含めて素案の見直しを求めるものである。
- もう一度申し上げると、皆さん、賠償が打ち切られるのではないか、その後の枠組みで風評（被害の賠償の）の基準についても東京電力で一方的に決められてしまうのではないかと不安に思っているのを、そうした不安を解消した上で、新たな枠組みを提示するという観点で検討願いたい。

【大橋JA協議会会長】

- 農林業の営業損害に係る賠償については、避難指示区域内における営農再開には相当な時間を要することや避難指示区域外では、風評の影響も根強く残っていることから、損害がある限りは賠償をすることを明確にすべきと考える。
- しかしながら、御社の素案は、逸失利益の2倍相当額としているが、2倍相当額の理由・根拠や一括賠償額を超える損害の算定基準が不明確であること、また、2年後以降の事故との相当因果関係の判断基準及び賠償基準等の具体的内容が不明瞭かつ曖昧である等、賠償打ち切りの不安が払拭できないというのが農林業者、本協議会構成団体からの意見である。
- 従って、素案を受け入れることはできず、その見直しを求めるとともに、見直しまでの間は、現行の賠償方式の継続を強く求めたい。

【東京電力 廣瀬社長】

- 今回の素案については、本年の8月24日に与党の第6次提言において早期の営農再開に向けた支援策の拡充や抜本的な風評対策の強化等が謳われていたことを踏まえて、賠償についても一定のまとまった金額を早期にお支払いし、営農再開や損害の解消に役立てていただくという考えに基づいて、来年一月以降の賠償に関する素案をお示ししたところである。
- 具体的には、商工業の例を参考に、年間逸失利益の2倍相当額をお支払いすることを提案したものである。これに対して、ただ今頂戴した皆様からの御意見をしっかり受け止め、真摯に鋭意検討してまいりたい。
- また2年後以降について、農林業固有の特性により風評被害が継続し、事故と相当因果関係のある損害が今回の賠償額を超過することもあり得ると思っ

いる。その場合には適切にお支払いすることを御提案しているが、その際は状況が個々の事業者様によっても違ふと考えられるので、具体的な取扱については、関係者皆様からの御意見を伺いながらしっかり検討していきたい。いずれにしても、先般御提示した内容はあくまで素案であるので、本日頂戴した関係者皆様の御意見をしっかり受け止め、鋭意検討を進めてまいりたい。

【伊藤 JA ふくしま未来代表理事専務】

- ふくしま未来は、本年3月に県北と浜通り、4つのJAが合併して一緒になった。浜通りの中に南相馬があり、南相馬の中でも避難地区はなかなか農業再開ができない状況である。今後検討していきたいということであるが、それはいつまでなのかをお聞きしたい。
- 平成22年度の農産物からすれば、全体的には農産物の価値は上がっているが、風評被害は実際にある。どうしても原発の被害というものを国民、消費者が理解できていない部分があるのかと思う。それに努力をしていただきたい。
- それからも一つ、事故対策費、賠償金にかかっている費用が予算額をオーバーしており、その負担を国民に広く求めるという報道がなされたが、国民の理解があつてこそだろうと思う。それが福島県民と他県民の軋轢になつては困る。福島があるから電気料金が上がったという考え方になられては困るので、その部分はきちんと対策をとってほしい。

【結城JA協議会副会長（JA福島さくら代表理事組合長）】

- 私も5年8か月、東京電力に伺い、いろいろ話をしてきたが、今回の素案は、あと2年で打ち切られるのではないかという内容である。先ほどの話のように、損害が発生すれば適正に賠償するということだが、そうは理解できないという思いだ。東京電力は加害者である。もっと誠意を持ってやっていただきたい。JAと話し合いをしないまま素案を出したことに疑念を持つし、組合員の方は納得しないと思う。来週22日には、福島でJA協議会の総会があるので、そこではきちんと回答ができるようお願いしたい。

【小室 JA 夢みなみ代表理事専務】

- 今年の3月に白河と須賀川、いわき、石川と合併して、JA 夢みなみとなった。今年も太田市場でトップセールスを実施し、野菜については何とか販売できるようになった。しかし、風評被害はまだ残っており、ものが少ない時は売れるが、多くなるとやはり福島のもは売れなくなる。米についても、他県に比べると安値での販売となっている。JA 独自でも販売しているが、なかなか家庭用に回らず業務用でしか販売できないというのが実態である。他県産と比べると米の価格差はある。また、畜産についても、東京の食肉市場で、牛の価格差は他県産と比べると1頭当たり10万円から15万円の差がある。被害が続く限り、本来であれば私共の収入になっていた分を補填していただきたい。

【薄葉 JA 東西しらかわ代表理事組合長】

- 風評被害について一言付け加える。今東電で一生懸命取り組まれている廃炉については、これから何十年もかけてやらなければならないことであり、その間、台風であったり、地震であったり、そのたびに県民は心配をする。全国、世界の方々も心配されるのが現状であるという認識に立つと、常にそうしたものを抱えていることで、簡単に風評が収まることはないだろうと思う。こうしたことを認識しながらいろいろな方策を講じていただきたい。

【長谷川 JA 会津よつば代表理事組合長】

- 損害賠償の支払い方式を変えるということは全く納得できない。というのは、今現在、米、畜産、野菜、ともども福島農畜産物に対する風評被害はまだまだ残っている。にもかかわらず、急に素案を出すのは、加害者と被害者（の立場）が逆転しているのではないか。このような案を出すのであれば、しっかりと話し合い、納得してから出すべきではないか。まして、9月21日に提示してから、29年1月までわずか3か月しかない。今でさえ、23年からの我々の賠償請求について、100%支払っているか。まだ何億も未払いになっている。もっと時間をかけて、我々と、さらには生産者の意見を十分に聞いた上で、提案していただきたい。

【秋元森林組合連合会代表理事会長】

- 私は双葉8か町村の組合長をやっている。おそらく今日の参加者の中で私一人が避難しているのではないかと思う。避難生活を送っている状況の中で、私達は必ずや帰って、双葉郡の林業を再生するということで、職員一同他町村に行きたくて頑張っている。そういう中で、今、28年12月で賠償がストップされたら組合は解散するしかない。うちだけではなく飯舘村森林組合もそうだと思う。我々は一年一年決算をして、それに基づいて営業損害を請求する形をとっている。2年分は足りない。地元に戻って地元の山で再生できるまで、これ（賠償）はやるべきだと思う。双葉郡の再生がなければ福島の再生もないし、日本の再生もないと私は思っている。一年一年の営業損害に係る損害賠償請求に対し、必ず帰る時まで賠償するようお願いしたい。

【宗像JA協議会副会長（畜産振興協会会長）】

- 畜産に関しての被害状況をお伝えしたい。牛肉に関して、他県産と比べて同じ等級、A5やA4とあるが、1キロ当たり300円から400円安くなっている。パーセンテージで言うと10～15%安く取引されている。
- 牧草については、毎年15%程度が放射性セシウムが多いということで給与できない。また牧草地の30%くらいが、急傾斜並びに石が多いということで除染されないでいるため、牧草を給与できない。
- 牛乳については、マスコミでチェルノブイリの子ども甲状腺が多かったのは、放射能に汚染された牛乳を与えたからだという報道がなされ、相当牛乳の

消費は落ち込んだ。福島県には6つのプラントがあり、私の組合では酪王乳業という牛乳工場を持っている。関東に東京営業所、北関東営業所の2つの営業所を持っていたが、関東では全く売れない状況が続いている。よそのメーカーに聞いても、関東では震災前の30%しか戻っていない。どこの乳業メーカーもそう言う。結局、いったんスーパーの棚から降ろして、よそのメーカーが入った場合、またその棚に戻すことが大変である。福島県の牛乳と、岩手や北海道の牛乳がスーパーにあった場合には、やはり福島県の牛乳は買ってもらえない。ただ、福島県内では、震災前の90～95%くらいには戻っている。地産地消により、福島県では学校給食については福島県産を使うこととなっているが、チェルノブイリのこともあり、2,3%と人数は少ないが、うちの子どもには牛乳を飲ませないでほしいという父兄もいる。そういったことで、乳業メーカーでは、特に関東においては苦戦を強いられており、うちの酪王でも2つの営業所を1つにし、配達ルートを減らすなどしている。そういったことで、風評については大変苦労しているので、今まで通りの損害賠償をお願いしたい。

【巒田商工会連合会会長】

- 先日、我々経済団体にもこの説明があり、全く商工業の場合と同じであったことから非常に危機感を持った。私が心配しているのは、2倍もらっているのはごく一部であり、実際には1倍もしくは0.5倍、あるいはゼロという方が多いというのが現状であり、農家の皆さんのことを心配している。
- もう一つは、相当因果関係があれば続けるということだが、相当因果関係の証明は、農家の皆さんにはできない。5年前、10年前の資料などあるはずがない。因果関係を証明するのは難しいとなると、打ち切りとなる。そういうことのないように。農家ばかりでなく、農家が悪くなると我々商工業も悪くなる。特に福島県の場合は農山村が多く、我々の顧客というのはほとんどが農家の皆さんであり、農家の皆さんが良くないと我々も困ってしまう。東京電力には賠償の責任を負っていただきたい。

【鈴木県協議会会長代理（副知事）】

- 今、各団体の方からお話いただいたが、そのお話の中で、誠意、信頼、納得という言葉が出ている。東電さんも、被害があれば賠償するのは当然だとか、一括賠償後も風評があれば賠償していくという話をしているが、皆さんから、誠意、納得、信頼という言葉が出てくるのは、その後の具体的な仕組み、皆さんが納得するようなやり方が提示されていないからだと私は思っている。やはりみんなが納得する仕組み、やり方を明示していただかないと、皆さん不安で仕方ないし、信用できない、そういう話であろうと思っている。
- 風評が続く限り賠償する、ではこういう形で賠償する、相当因果関係の基準であったり、証明は誰がするのか、個別対応になるのではないか、そうした基準作りも一方的に東電さんで決められてしまって、我々被害者が何も意見を言う場がない

いということになるので、基準作りについても、お互いの信頼を得ながら、納得感を持ちながら、そうしたことがないとやはり不安である。その辺も含めてまず一度御回答いただきたい。

【東京電力 廣瀬社長】

- JA の単協の皆様、森林組合、畜産振興協会、商工会、皆様から今回の私共の素案に対する御意見、御要望を賜り感謝申し上げます。基本的には皆さん納得できないということであると理解している。いろいろ工夫していかなければならない点をお示しいただき、貴重な御意見と受け止めて、どのような形で納得をいただきながらやっていくのかということであると思う。引き続き皆さんの意見を伺いながら、御納得いただける形で進めていきたいと思っている。副知事から御質問をいただいたが、今日ここでお聞きしてすぐ・・・というのはなかなか難しいが、とにかく損害が続いているので、それも踏まえて急いで検討し、またお示しする場をいただきたい。

【小松市長会常務理事兼事務局長】

- 立谷市長会長に代わり、私から申し上げます。言うまでもなく、農林業は当県の基幹産業である。避難指示区域内はもとより、区域外においても損害についてしっかり賠償していただければ、営農意欲の低下など、農林業に深刻な影響を及ぼす恐れがある。農林業の公益的な機能を考えると、ひいては地域の持続的発展に大きな支障をきたすことが懸念される。先ほど、廣瀬社長より、福島の実情に即した真摯な対応、また完全な賠償を要求するものである。

【馬場町村会副会長（昭和村長）】

- 私から区域外の賠償について申し上げます。県産農産物に対する風評が現在も根強いことは御理解いただいていると思う。農林業の皆様をはじめ、我々市町村では、この根強い風評を払拭するために、これまで、そしてこれからも懸命な努力を続けていかなければならないと思っている。先に出された素案では、一括賠償後の具体的内容が示されておらず、実質的な賠償打ち切りになるのではないかと懸念されている。風評による被害が続く限りは、確実に賠償を行うという観点に立って、先の素案の見直しを図られるよう、強く要求するものである。

【結城JA協議会副会長（JA福島さくら代表理事組合長）】

- 今度はJA 福島さくらとして話をさせていただく。私の所は、郡山、いわき、田村、三春、それから双葉8か町村が合併して誕生した。今問題となっているのは、これから浪江地区のJAを復活させるにあたり、原発事故を機に職員が辞め、なかなかスタッフが集まらないこと。その辺についても対策をお願いしたい。
- 我々は双葉と合併するために、復興対策本部に代表権を持った復興対策本部長を置いて、さらには損害賠償対策、復興対策室を作っている。また全体の復興対策委員会を作っている。特に新妻副代表には我々の管内によく来ていただいている

ので、よろしくお願ひしたい。廣瀬社長、石崎副代表におかれても、もう5年8か月も経っているのでは、対応方お願ひしたい。

【轡田商工会連合会会長】

- 商工会からもお願ひしたい。3つとか5つの商工会ごとに東京電力の職員が駐在する損害賠償の相談室について、撤去が始まったようである。先日商工会長会を行った際に、それについて大変な苦情が出た。週に1、2回くらいは来た方がいと思うが、検討していただきたい。

【東京電力 廣瀬社長】

- 改めて、市長会、町村会、それからJA福島さくら、商工会からお話いただいた。大変貴重な御意見であり、私どもが最初に示した素案に対して皆様から御意見、御要望を承って、それをよりよく、納得性があって御心配をおかけしないようにやっていくということだと思っている。今日は貴重な機会をいただき、また、現状、厳しい状況をお聞かせいただき、そうしたものをしっかり受け止め、真摯に、なるべくスピーディに検討を進めてまいりたいと思う。

【鈴木県協議会会長代理（副知事）】

- ただ今廣瀬社長より、今までの皆さんの話をふまえてスピーディに回答をいただけるという話があった。最後に私のほうから再度申し上げる。損害がある限り賠償するということを東京電力の姿勢としてもう一度明確におっしゃっていただきたい。
- それから農林業について、避難指示区域内において営農再開するには相当な期間がかかるという点、それから各方面において風評が根強く残っているという状況、そこを十分踏まえた上で素案の見直しを行っていただきたい。
- 三点目は、基準であるとか具体的な対応について、どうしても東電さんが一方的に決めるのではないか、皆さんが納得する対応がなされないのではないか、ということがあるので、物事の決め方について、具体的な仕組み、やり方についても皆さんが納得できるような形で御提示いただきたい。我々も見直しに期待をしているので、そうした観点から御回答いただきたい。

【東京電力 廣瀬社長】

- 繰り返しになるが、損害が続く限り賠償するということは、全くその通りであり、今日お聞きして風評被害は大変不幸な被害であり、現実にそうでないのに買い控えであったり、値崩れしてしまう、これに対しても皆さん御自身で対策をとっていただいております、我々もしっかりやっていかなければならない。とにかく被害を早くなくすこと、これが基本であるが、どうしても残っていく損害については、副知事がおっしゃるとおり最後まで対応していく。
- また御指摘いただいたように、基準の決め方等々についても、こうしたコミュニケーションを取らせていただいて、皆さんに、より納得いただけるような形をお示しできるよう最大の努力をしてみたい。

【鈴木県協議会会長代理（副知事）】

- それでは以上で、本日の東京電力に対する賠償に係る要求活動を終了したい。